

# 雲南市交流センター施設整備計画

## （交流センター個別施設計画）

令和 8 年 5 月改定版  
雲 南 市

（政策企画部地域振興課）

## 1. はじめに

地域自主組織は、平成16年11月に雲南市が発足して以来、住民発意により順次設立され、市内全域に30の地域自主組織が設立されている。

交流センターは、平成22年度に地域自主組織の活動拠点として従来の公民館を移行させたものであり、地域自主組織は交流センターを拠点に、生涯学習活動のみならず、地域福祉、地域づくり、自主防災など幅広い活動に取り組んでいる。

この交流センターを、地域自主組織の活動拠点として機能させ、市民が主役のまちづくりを一層進展させるため、平成24年度に「交流センター施設整備計画」を策定し、これまで計画的な整備を進めてきた。

一方で、国では「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、平成26年4月には「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示された。これを受け、雲南市では、平成27年度に「雲南市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を策定した。

こうした経過の中で、交流センター施設についても総合管理計画に基づく個別施設計画として位置付けるため、現行の「交流センター施設整備計画」へ必要な要素を加え、交流センター施設として十分な機能が発揮されるよう、「交流センター施設整備計画（交流センター個別施設計画）」（以下、「本計画」という。）として改定し計画的な整備を進めていく。

## 2. 改定内容

今回の改定内容は、主に次の3点である。

- （1）島根県管理河川の洪水浸水想定区域指定（令和7年3月28日指定）に伴い、市が指定する水害の災害適用性判断の見直しを反映。
- （2）個別施設計画としての改正
- （3）時点修正

## 3. 計画期間

計画期間は改定時期から5年間とする。

ただし、社会状況の変化等により、適宜見直しを行うものとする。

## 4. 対象施設

本計画の対象とする施設は、交流センターとする。

※交流センターは、1つの地域自主組織につき1つを原則とする。

※地域自主組織の組織再編により、新たに交流センターの設置が必要になった際も本計画の基準に則り整備していくものとする。

## 5. 交流センター整備の基本的な考え方

本市の30ある交流センターのうち、竣工後30年以上経過する施設はいまだ半数を超え、計画的な整備が求められる状況にある。地域自主組織の拠点として交流センター機能が発揮できるよう計画的に整備していく。

### (1) 雲南市公共施設等総合管理計画の実施方針

「雲南市公共施設等総合管理計画実施方針（第3次）」（以下、「第3次実施方針」という。）では、公共施設の適正化に向けて総合管理計画に定める基本方針のうち、「①保有量、配置の適正化」に関する取組方針を定めており、交流センターにおいては次のとおりである。

#### ○交流センター

- ・地域の活動拠点及び防災拠点としての機能を整備し、地域自主組織の運営管理を基本として施設を存続する。
- ・建物環境等を勘案しながら、機能の複合化による拠点の充実が期待できる場合は、複合化を検討する。

ここでは、総合管理計画に定める基本方針のうち、「②維持、管理の適正化」への取組について、本計画で定め、「事後保全型」から「予防保全型」への転換に努め、生涯コストの縮減、平準化及びサービスの向上に取り組む。

### (2) 交流センターに必要な機能 ～交流センターはどんな施設であるべきか～

交流センターは地域自主組織の活動拠点として幅広い市民活動の拠点であることを鑑み、あるべき交流センターの施設としての機能を次のとおりとする。

#### 交流センターに必要な機能

##### <基本機能>

- ① 地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること。（活動拠点機能）
- ② 地域住民が寄りやすい場所であること。（立地環境）
- ③ 地域住民（子ども～高齢者）が集える施設であること。（交流機能）
- ④ 地域の防災拠点としての機能が発揮できること。（地域防災拠点機能）

##### <付加機能>

- ⑤ 地域特性を活かすことができること。（地域特性機能）

## 【解説】

### ① 地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること。（活動拠点機能）

交流センターは、地域自主組織の活動拠点であるため、当然ながらその機能が発揮できるものでなければならない。

そのためには、地域自主組織の事務が円滑にできる一定規模の事務室が確保できる必要があり、また、地域の創意工夫による幅広い市民活動が可能な施設である必要がある。

### ② 地域住民が寄りやすい場所であること。（立地環境）

交流センターは、当該地域の住民活動の拠点となるため、地域住民が寄りやすく、集まりやすい立地環境にある必要がある。

したがって、当該地域の中心地に立地することが望ましい。なお、この場合における中心地とは、必ずしも距離的な中心地である必要はなく、小学校や郵便局といった公共・公共的施設や商店が集積しているような場所で、交通の利便性も優れている場所が理想的である。

### ③ 地域住民（子ども～高齢者）が集える施設であること。（交流機能）

交流センターは、地域住民が集い、交流可能な施設である必要があり、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが集える施設でなければならない。

そのためには、高齢化の進行に対応した施設（バリアフリー、福祉トイレなど）である必要があり、立地環境にもよるができるだけ平屋建てが望ましく、複層階にせざるを得ない場合は集会室をできるだけ1階に配置するほうが望ましい。

### ④ 地域の防災拠点としての機能が発揮できること。（地域防災拠点機能）

市民の安心安全を確保することは最も重要かつ必要な責務の一つであり、地域防災機能を発揮していくことは極めて重要である。各地域では、既に自主防災に取り組み、あるいは取り組みつつある地域が増えており、地域住民の安心安全を確保していくために交流センターが地域の防災拠点としての機能が発揮できるようにしていく必要がある。

このため、耐震、耐水害といった公共施設として求められる基本的機能に加え、地域防災として必要になる避難所機能（調理室、シャワー等）などが発揮できるものにしていく必要がある。

なお、避難所機能については、近隣公共施設の配置状況も踏まえて判断していく必要がある。

また、地域の防災拠点としての機能を発揮するためには、次の区域の状況を考慮し、区域内に該当する場合には移転や安全対策等必要な措置を講じていく必要がある。

#### ■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

島根県においては、平成 26 年度に区域指定済み。

#### ■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に倒壊が生じ、住民などの生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。

島根県においては、令和 3 年度に区域指定済み。

#### ■洪水浸水想定区域

雲南市防災ハザードマップにおいて、国土交通省ならびに島根県で作成されたものを引用して、河川が増水・氾濫した場合に想定される浸水の範囲とその深さが示されている区域。

##### ◆想定し得る最大規模の降雨

| 想定最大規模降雨 | 概ね 1 0 0 0 年に 1 回程度起こる大雨の想定    |
|----------|--------------------------------|
| 斐伊川      | 流域全体に 2 日間総雨量 5 1 6 ミリの降雨がある場合 |
| 三刀屋川     | 流域全体に 1 日の総雨量 5 1 3 ミリの降雨がある場合 |
| 赤川       | 流域全体に 1 日の総雨量 5 5 6 ミリの降雨がある場合 |
| 久野川      | 流域全体に 1 日の総雨量 6 0 7 ミリの降雨がある場合 |
| 県管理中小河川  | 流域全体に 1 日の総雨量 6 2 4 ミリの降雨がある場合 |

#### ⑤ 地域特性を活かすことができること。（地域特性機能）

地域固有の歴史や文化などの地域特性は非常に大切であり、地域に誇りや愛着をもって活動し、暮らしていくための重要な要素である。

こうしたことから、中長期的に地域活動にとって必要と認められる場合は地域特性を活かせる機能を付加できるようにしておく必要がある。

### (3) 交流センターの基本的整備方針

交流センターの整備にあたっては、前述の「第3次実施方針」と「交流センターに必要な機能」を踏まえつつ、次の基本的整備方針に基づいて進めるものとする。

なお、整備にあたっては、市の関係部局における横断的な情報共有、協議調整を行いながら、具体的な方向性を決定する。

- ① 施設の安全性、交流センターとしての機能が低い施設は、改修または建て替えを検討する。
- ② 里山再生、定期的なメンテナンスコスト、整備のし易さ、地域密着の施設であること等を考慮し、建て替えは原則木造、改修についても内装の木質改装を検討する。<sup>※1</sup> また、備品類についても木質製品の導入を検討する。
- ③ 旧耐震基準で建築された建物（S56.6 以前）については、耐震診断、それに伴う改修経費、現時点での経過年数等を鑑み、基本的には建て替えとし、安全性の確保から早期の整備を検討する。
- ④ レッドゾーンに立地している場合は、原則として移転を検討する。イエローゾーン、浸水想定区域内に立地している場合は、周辺の立地状況や既存の防災設備（擁壁、砂防ダム等）の状況などを考慮した上で、必要に応じて改築・移転を検討する。
- ⑤ 近隣公共施設との一体化が地域自主組織の強化につながると考えられる場合は、一体化を視野に施設整備を検討する。
- ⑥ 一定の安全性、機能性が担保できる施設については、定期的なメンテナンスを計画的に行い、長寿命化を図る。
- ⑦ 基本機能に加え、地域計画に定めるなどし、中長期的に地域活動にとって必要と認められる機能は、当該地域自主組織との協議により、必要な機能を追加することができる。
- ⑧ 脱炭素化の推進を図る観点から、施設の建て替え、改修等にあたっては、「雲南市脱炭素社会実現計画」に基づき可能な限りZEB化<sup>※2</sup>を目指し、省エネルギー対策や太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

なお、木造化にあたっては、その地域産材、もしくは雲南市産材の利用を優先するとともに、伐採、建築、植樹、育樹といった一連の循環型サイクルを教育面でも活用するよう努めるものとする。

※1 雲南市木材の利用促進に関する基本方針（平成25年3月29日施行）による。

※2 ZEB（ゼブ）：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 6. 施設の実態

### (1) 交流センター一覧

| No. | 施設名       | 所在地               | 管理方法 |
|-----|-----------|-------------------|------|
| 1   | 大東交流センター  | 大東町大東 2419 番地 1   | 指定管理 |
| 2   | 春殖交流センター  | 大東町大東下分 235 番地 1  | 指定管理 |
| 3   | 幡屋交流センター  | 大東町仁和寺 833 番地 10  | 指定管理 |
| 4   | 佐世交流センター  | 大東町上佐世 1385 番地 3  | 指定管理 |
| 5   | 阿用交流センター  | 大東町東阿用 33 番地 1    | 指定管理 |
| 6   | 久野交流センター  | 大東町上久野 30 番地 4    | 指定管理 |
| 7   | 海潮交流センター  | 大東町南村 234 番地 1    | 指定管理 |
| 8   | 塩田交流センター  | 大東町塩田 84 番地 1     | 指定管理 |
| 9   | 加茂交流センター  | 加茂町加茂中 972 番地 5   | 指定管理 |
| 10  | 八日市交流センター | 木次町木次 299 番地 1    | 指定管理 |
| 11  | 三新塔交流センター | 木次町木次 446 番地 2    | 指定管理 |
| 12  | 新市交流センター  | 木次町新市 379 番地      | 直営   |
| 13  | 下熊谷交流センター | 木次町下熊谷 1096 番地 1  | 指定管理 |
| 14  | 斐伊交流センター  | 木次町里方 912 番地      | 指定管理 |
| 15  | 日登交流センター  | 木次町寺領 526 番地 3    | 指定管理 |
| 16  | 西日登交流センター | 木次町西日登 990 番地 1   | 指定管理 |
| 17  | 温泉交流センター  | 木次町平田 799 番地 3    | 指定管理 |
| 18  | 三刀屋交流センター | 三刀屋町三刀屋 144 番地 1  | 指定管理 |
| 19  | 一宮交流センター  | 三刀屋町給下 764 番地     | 指定管理 |
| 20  | 飯石交流センター  | 三刀屋町多久和 516 番地 2  | 指定管理 |
| 21  | 鍋山交流センター  | 三刀屋町乙加宮 1208 番地 1 | 指定管理 |
| 22  | 中野交流センター  | 三刀屋町中野 375 番地 2   | 指定管理 |
| 23  | 吉田交流センター  | 吉田町吉田 1061 番地 1   | 指定管理 |
| 24  | 民谷交流センター  | 吉田町民谷 456 番地      | 指定管理 |
| 25  | 田井交流センター  | 吉田町深野 61 番地 4     | 指定管理 |
| 26  | 掛合交流センター  | 掛合町掛合 2151 番地 1   | 指定管理 |
| 27  | 多根交流センター  | 掛合町多根 418 番地 1    | 指定管理 |
| 28  | 松笠交流センター  | 掛合町松笠 748 番地 18   | 指定管理 |
| 29  | 波多交流センター  | 掛合町波多 459 番地 1    | 指定管理 |
| 30  | 入間交流センター  | 掛合町入間 498 番地 5    | 指定管理 |

(2) 外観

|                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 大東交流センター                                                                         | 2. 春殖交流センター                                                                          | 3. 幡屋交流センター                                                                           |
|    |    |    |
| 4. 佐世交流センター                                                                         | 5. 阿用交流センター                                                                          | 6. 久野交流センター                                                                           |
|    |    |    |
| 7. 海潮交流センター                                                                         | 8. 塩田交流センター                                                                          | 9. 加茂交流センター                                                                           |
|   |   |   |
| 10. 八日市交流センター                                                                       | 11. 三新塔交流センター                                                                        | 12. 新市交流センター                                                                          |
|  |  |  |
| 13. 下熊谷交流センター                                                                       | 14. 斐伊交流センター                                                                         | 15. 日登交流センター                                                                          |
|  |  |  |



|                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 16. 西日登交流センター                                                                       | 17. 温泉交流センター                                                                         | 18. 三刀屋交流センター                                                                         |
|    |    |    |
| 19. 一宮交流センター                                                                        | 20. 飯石交流センター                                                                         | 21. 鍋山交流センター                                                                          |
|    |    |    |
| 22. 中野交流センター                                                                        | 23. 吉田交流センター                                                                         | 24. 民谷交流センター                                                                          |
|   |   |   |
| 25. 田井交流センター                                                                        | 26. 掛合交流センター                                                                         | 27. 多根交流センター                                                                          |
|  |  |  |
| 28. 松笠交流センター                                                                        | 29. 波多交流センター                                                                         | 30. 入間交流センター                                                                          |
|  |  |  |

## (3) 交流センターの現況

R7. 10. 31 現在

| No. | 交流C | 指定管理上の施設名       | 構造     | 竣工年月日     | 経過年数 | 改修等年月日   | 改修経過年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 敷地面積(m <sup>2</sup> ) | 人口当たり延床面積(m <sup>2</sup> /人) ※1 | レッド▲<br>イエロー△<br>浸水区域□ ※2 | 導入補助事業名等                                                         |
|-----|-----|-----------------|--------|-----------|------|----------|--------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|---------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1   | 大 東 | 大東地域交流センター      | 鉄骨平屋   | H19.3.26  | 18   |          |        | 1,146.6               | 4,640.0               | 0.353                           | －                         | まちづくり交付金事業<br>※R5調理室、倉庫棟整備                                       |
| 2   | 春 殖 | 同左              | 鉄骨平屋   | H31.1.31  | 6    |          |        | 610.0                 | 4,747.0               | 0.307                           | □                         | 起債事業（過疎債）                                                        |
| 3   | 幡 屋 | 同左              | RC2階   | S43.6.30  | 57   |          |        | 598.2                 | 2,427.6               | 0.475                           | □                         | 公立社会教育施設整備事業                                                     |
| 4   | 佐 世 | 大東農業構造改善センター    | 鉄骨平屋   | S51.3.20  | 49   |          |        | 470.8                 | 3,580.0               | 0.334                           | －                         | 第二次農業構造改善事業                                                      |
| 5   | 阿 用 | 同左              | 鉄骨平屋   | S49.11.28 | 50   |          |        | 391.0                 | 2,132.7               | 0.368                           | □                         | 公立社会教育施設整備事業                                                     |
| 6   | 久 野 | 同左              | RC平屋   | H2.3.31   | 35   | R1.12.20 | 5      | 399.0                 | 1,911.6               | 0.909                           | △□                        | 地方創生拠点整備交付金事業                                                    |
| 7   | 海 潮 | 海潮基幹集落センター      | RC一部2階 | S55.6.30  | 45   |          |        | 608.1                 | 1,260.7               | 0.467                           | △                         | 山村地域農林漁業特別対策事業山村開発拠点施設整備事業                                       |
| 8   | 塩 田 | 同左              | 鉄骨平屋   | S57.12.15 | 42   |          |        | 338.0                 | 1,270.0               | 3.073                           | ▲                         | 公立社会教育施設整備事業                                                     |
| 9   | 加 茂 | 同左              | 鉄骨平屋   | R4.3.31   | 3    |          |        | 855.1                 | 2,878.1               | 0.159                           | □                         | 地方創生拠点整備交付金事業                                                    |
| 10  | 八日市 | 八日市地域福祉サブセンター   | 木造2階   | H12.3.30  | 25   |          |        | 477.8                 | 1,130.6               | 0.596                           | △□                        | 起債事業（過疎債）                                                        |
| 11  | 三新塔 | 三新塔地域福祉サブセンター   | 鉄骨2階   | H12.9.25  | 25   |          |        | 479.5                 | 678.1                 | 0.587                           | △□                        | 起債事業（過疎債）                                                        |
| 12  | 新 市 | 木次健康福祉センター      | 鉄骨2階   | H16.3.16  | 21   |          |        | 1,130.4               | 1,679.3               | 2.436                           | △□                        | (県)住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金<br>※H28施設改修、H29.4.1移転                  |
| 13  | 下熊谷 | 木次就業改善センター      | RC2階   | S56.3.25  | 44   |          |        | 341.3                 | 2,466.9               | 0.312                           | □                         | 農村工業導入特別対策事業                                                     |
|     |     | 下熊谷地域福祉サブセンター   | RC平屋   | H14.9.24  | 23   |          |        | 390.8                 |                       |                                 |                           | 起債事業（過疎債）                                                        |
| 14  | 斐 伊 | 同左              | 鉄骨平屋   | S54.3.6   | 46   |          |        | 500.1                 | 2,027.8               | 0.232                           | □                         |                                                                  |
|     |     | 斐伊高齢者活動促進施設     | 鉄骨平屋   | H10.3.21  | 27   |          |        | 350.0                 |                       |                                 |                           | 農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業                                                |
| 15  | 日 登 | 木次農村環境改善メインセンター | RC2階   | S56.6.24  | 44   |          |        | 1,399.9               | 7,256.6               | 1.115                           | △                         | 農村総合整備モデル事業<br>(県)住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金<br>※H27施設改修による長寿命化、機能改善 |
| 16  | 西日登 | 同左              | 鉄骨平屋   | H17.3.11  | 20   |          |        | 479.2                 | 1,822.0               | 0.599                           | □                         | 市単独事業                                                            |
|     |     | 西日登高齢者活動促進施設    | 鉄骨平屋   | H11.3.20  | 26   |          |        | 290.7                 |                       |                                 |                           | 農山漁村高齢者生きがい発揮促進事業                                                |
| 17  | 温 泉 | 木次農村環境改善サブセンター  | RC平屋   | S61.6.30  | 39   |          |        | 543.1                 | 1,450.1               | 1.484                           | △                         | 農村総合整備モデル事業                                                      |

| No. | 交流C | 指定管理上の施設名        | 構造     | 竣工年月日     | 経過年数 | 改修等年月日    | 改修経過年数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 敷地面積(m <sup>2</sup> ) | 人口当たり延床面積(m <sup>2</sup> /人)<br>※1 | レッド▲<br>イエロー△<br>浸水区域□<br>※2 | 導入補助事業名等                                                                 |
|-----|-----|------------------|--------|-----------|------|-----------|--------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 18  | 三刀屋 | 三刀屋農村環境改善メインセンター | 鉄骨2階   | H20.10.1  | 17   |           |        | 1,636.7               | 5,457.0               | 0.733                              | □                            | 起債事業（合併特例債）                                                              |
| 19  | 一宮  | 三刀屋転作研修センター      | 鉄骨平屋   | S55.3.1   | 45   |           |        | 465.4                 | 751.9                 | 0.268                              | △                            | 転作促進研修施設整備事業                                                             |
| 20  | 飯石  | 雲見の里文化伝承館        | 木造平屋   | H13.12.27 | 23   |           |        | 390.0                 | 1,692.0               | 0.635                              | －                            | 中山間地域総合整備事業                                                              |
| 21  | 鍋山  | 三刀屋農村環境改善サブセンター  | RC平屋   | S60.9.1   | 40   |           |        | 382.2                 | 1,595.0               | 0.366                              | △□                           | 農村総合整備モデル事業                                                              |
| 22  | 中野  | 同左               | RC平屋   | S60.12.1  | 39   | H28.1.27  | 9      | 374.6                 | 1,873.8               | 0.890                              | △                            | 国庫補助（公立文教）・起債（簡易保険積立金還元融資）事業<br>（県）住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金<br>※H27施設改修、移転 |
| 23  | 吉田  | 吉田農村環境改善センター     | RC2階   | S60.9.17  | 40   |           |        | 1,062.1               | 3,497.4               | 1.439                              | △□                           | 農村総合整備モデル事業                                                              |
| 24  | 民谷  | 同左               | 木造平屋   | S29.7.22  | 71   |           |        | 579.0                 | 2,746.0               | 4.991                              | ▲                            |                                                                          |
| 25  | 田井  | 吉田ふるさとセンター       | 鉄骨平屋   | H10.5.19  | 27   |           |        | 700.4                 | 2,223.0               | 1.444                              | □                            | 起債事業（過疎債）                                                                |
| 26  | 掛合  | 同左               | 鉄骨平屋   | H30.3.26  | 7    |           |        | 842.5                 | 908.5                 | 0.742                              | □                            | 地方創生拠点整備交付金事業                                                            |
| 27  | 多根  | 同左               | 鉄骨平屋   | H25.3.21  | 12   |           |        | 448.0                 | 2,393.9               | 1.255                              | △□                           | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業                                                     |
| 28  | 松笠  | 同左               | 木造平屋   | H26.2.27  | 11   |           |        | 444.0                 | 1,400.8               | 1.798                              | □                            | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業<br>地域経済活性化・雇用創出臨時交付金事業                              |
| 29  | 波多  | 同左               | RC2階   | H5.3.8    | 32   | R6.2.29   | 1      | 1,702.5               | 3,836.0               | 7.846                              | △                            | 小学校建設補助事業<br>デジタル田園都市国家構想交付金事業                                           |
| 30  | 入間  | 同左               | 木造一部2階 | S25.3.1   | 75   | H22.11.30 | 14     | 836.3                 | 2,080.0               | 5.038                              | △□                           | 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業<br>経済対策臨時交付金                                        |

※1 「人口当たり延床面積（m<sup>2</sup>/人）」は令和5年10月末の人口により算出。

※2 「レッド」は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、「イエロー」は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、「浸水区域」は、国及び県が指定する洪水浸水想定区域のこと。

#### (4) 交流センターの老朽化状況

交流センターの老朽化状況は、健全度評価表のとおりである。

##### ○健全度評価の方法

現地調査により、劣化状況を把握し、下記要領で、健全度の算出を行う。

大規模改修等が行われていれば、評価の修正が必要となる。

##### ○記入の仕方

屋根・屋上、外壁は目視状況により、内部仕上げ、電気設備、機械設備は部位の全面的な改修年からの経過年数を基本に、A・B・C・Dの4段階で評価する。

##### ○評価基準

###### ◆目視による評価【屋根・屋上、外壁】

| 評価 | 基準                                                                           |
|----|------------------------------------------------------------------------------|
| A  | 概ね良好                                                                         |
| B  | 部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）                                                         |
| C  | 広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）                                                     |
| D  | 早急に対応が必要である<br>（安全上、機能上、問題あり）<br>（躯体の耐久性に影響を与えている）<br>（設備が故障し施設運営に支障を与えている）等 |

###### ◆経過年数による評価【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

| 評価 | 基準                    |
|----|-----------------------|
| A  | 20 年未満                |
| B  | 20～40 年               |
| C  | 40 年以上                |
| D  | 経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合 |

##### ○健全度の算定

健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。

なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分して設定している。

①部位の評価点

| 評価 | 評価点 |
|----|-----|
| A  | 100 |
| B  | 75  |
| C  | 40  |
| D  | 10  |

②部位のコスト配分

| 部位      | コスト配分 |
|---------|-------|
| 1 屋根・屋上 | 5.1   |
| 2 外壁    | 17.2  |
| 3 内部仕上げ | 22.4  |
| 4 電気設備  | 8.0   |
| 5 機械設備  | 7.3   |
| 計       | 60    |

③健全度

(計算方法)

$$\{(\text{部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分}) \text{の総和}\} \div 60$$

※100 点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

| ○健全度 (計算例) |    |   |     |   |      |   |       |       |  |
|------------|----|---|-----|---|------|---|-------|-------|--|
|            | 評価 |   | 評価点 |   | 配分   |   |       |       |  |
| 屋根・屋上      | C  | → | 40  | × | 5.1  | = | 204   |       |  |
| 外壁         | D  | → | 10  | × | 17.2 | = | 172   |       |  |
| 内部仕上げ      | B  | → | 75  | × | 22.4 | = | 1,680 |       |  |
| 電気設備       | A  | → | 100 | × | 8.0  | = | 800   |       |  |
| 機械設備       | C  | → | 40  | × | 7.3  | = | 292   |       |  |
|            |    |   |     |   |      |   | 計     | 3,148 |  |
|            |    |   |     |   |      |   |       | ÷ 60  |  |
|            |    |   |     |   |      |   | 健全度   | 52点   |  |

◆施設ごとの健全度評価

| No. | 交 流 C | ①屋根・屋上 | ②外 壁 | ③内部仕上げ | ④電気設備 | ⑤機械設備 | 合 計 |
|-----|-------|--------|------|--------|-------|-------|-----|
| 1   | 大 東   | B      | B    | A      | A     | A     | 91  |
| 2   | 春 殖   | A      | A    | A      | A     | A     | 100 |
| 3   | 幡 屋   | C      | C    | C      | C     | C     | 40  |
| 4   | 佐 世   | C      | C    | C      | C     | C     | 40  |
| 5   | 阿 用   | B      | B    | C      | C     | C     | 53  |
| 6   | 久 野   | B      | B    | B      | B     | B     | 75  |
| 7   | 海 潮   | B      | B    | C      | C     | C     | 53  |
| 8   | 塩 田   | B      | B    | C      | C     | C     | 53  |
| 9   | 加 茂   | A      | A    | A      | A     | A     | 100 |
| 10  | 八 日 市 | A      | A    | B      | B     | B     | 84  |
| 11  | 三 新 塔 | B      | B    | B      | B     | B     | 75  |
| 12  | 新 市   | A      | A    | B      | B     | B     | 84  |
| 13  | 下 熊 谷 | B      | C    | B      | B     | B     | 65  |
| 14  | 斐 伊   | C      | C    | B      | B     | B     | 62  |
| 15  | 日 登   | B      | C    | C      | C     | C     | 43  |
| 16  | 西 日 登 | A      | B    | B      | B     | B     | 77  |
| 17  | 温 泉   | B      | C    | B      | B     | B     | 65  |
| 18  | 三 刀 屋 | A      | A    | A      | A     | A     | 100 |
| 19  | 一 宮   | B      | B    | C      | C     | C     | 53  |
| 20  | 飯 石   | A      | C    | B      | B     | B     | 67  |
| 21  | 鍋 山   | B      | C    | B      | B     | B     | 65  |
| 22  | 中 野   | B      | B    | A      | A     | A     | 90  |
| 23  | 吉 田   | C      | B    | C      | C     | C     | 40  |
| 24  | 民 谷   | B      | C    | D      | D     | D     | 24  |
| 25  | 田 井   | A      | A    | B      | B     | B     | 84  |
| 26  | 掛 合   | B      | A    | A      | A     | A     | 98  |
| 27  | 多 根   | B      | A    | A      | A     | A     | 98  |
| 28  | 松 笠   | A      | B    | B      | A     | A     | 84  |
| 29  | 波 多   | A      | A    | A      | A     | A     | 100 |
| 30  | 入 間   | C      | C    | A      | A     | A     | 78  |

※新市交流センターの健全度評価は、木次総合センターの健全度評価を準用。

## 7. 整備保全の優先順位付けの考え方 ～整備の判断基準は何か～

交流センターの施設整備の優先度は、「交流センターに必要な機能」と老朽化状況を勘案し次の判断基準に基づいて判断する。

なお、ここで示す判断基準については施設を比較する際に用いる基準であり、実際の整備においては、地域の実情等様々な状況を鑑みながら整備を行う。

- ①地域自主組織の活動拠点としての機能を発揮できること  
⇒【指標】・事務室面積（標準面積を 40 m<sup>2</sup>と想定）
  - ②地域住民が寄りやすい場所であること  
⇒【指標】・施設利用件数（R4～6 の平均値）  
・利用人数／人口（R4～6 の平均値）
  - ③地域住民（子ども～高齢者）が集える施設であること  
⇒【指標】・集会室の面積（標準面積を 150 m<sup>2</sup>と想定）  
・多目的トイレの有無  
・トイレの洋式化率  
・2階建ての有無
  - ④地域の防災拠点としての機能が発揮できること  
⇒【指標】・残耐用年数  
・耐震診断必要性の有無  
・調理室面積（標準面積を 50 m<sup>2</sup>と想定）  
・風呂機能の有無
  - ⑤健全度評価  
⇒【指標】・現地調査等により劣化状況を把握

※標準面積の根拠は次のとおりである。

- ・事務室面積（40 m<sup>2</sup>）  
1人あたり 5 m<sup>2</sup>とし、6人分の広さを想定。また、これに応接スペース 10 m<sup>2</sup>を加え、計 40 m<sup>2</sup>に設定。
- ・集会室面積（150 m<sup>2</sup>）  
通常最も多くの収容を必要とする会議は総会だと思われる。それに最低限の避難収容等を鑑み、150人の収容規模を設定。（1 m<sup>2</sup>/人×150人）
- ・調理室（50 m<sup>2</sup>）  
調理台 1台あたり 10 m<sup>2</sup>（作業スペース込）とし、調理台 5台分の広さを設定。（※調理台は 2,100 mm×900 mmの規格を想定）

※耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表により、鉄筋コンクリート造（RC造）50年、鉄骨造 38年、木造 24年で設定。

前述の指標を次の区分で点数化し、各施設を評価、レーダーチャート化した結果が次の図のとおりである。

### 【点数表】

| 点<br>指標        | 1      | 2             | 3              | 4              | 5       |
|----------------|--------|---------------|----------------|----------------|---------|
| ①事務室面積(対40㎡)   | 50%未満  | 50%以上、100%未満  | 100%以上、125%未満  | 125%以上、150%未満  | 150%以上  |
| ②利用件数          | 250件未満 | 250件以上、500件未満 | 500件以上、750件未満  | 750件以上、1000件未満 | 1000件以上 |
| ②利用人数／人口       | 2.5回未満 | 2.5回以上、7.5回未満 | 7.5回以上、12.5回未満 | 12.5回以上、15回未満  | 15回以上   |
| ③大集会室面積(対150㎡) | 50%未満  | 50%以上、100%未満  | 100%以上、125%未満  | 125%以上、150%未満  | 150%以上  |
| ③多目的トイレ        | なし     |               | あり             |                |         |
| ③トイレ洋式化率       | 50%未満  |               | 50%以上          |                |         |
| ③2階建て          | あり     |               | なし             |                |         |
| ④残耐用年数         | 0年未満   | 0年以上、10年未満    | 10年以上、20年未満    | 20年以上、30年未満    | 30年以上   |
| ④耐震診断必要性       | あり     |               | なし             |                |         |
| ④調理室面積(対50㎡)   | 50%未満  | 50%以上、100%未満  | 100%以上、125%未満  | 125%以上、150%未満  | 150%以上  |
| ④風呂機能          | なし     |               | あり             |                |         |
| ⑤健全度評価         | 0～35点  | 36～51点        | 52～69点         | 70～85点         | 86～100点 |

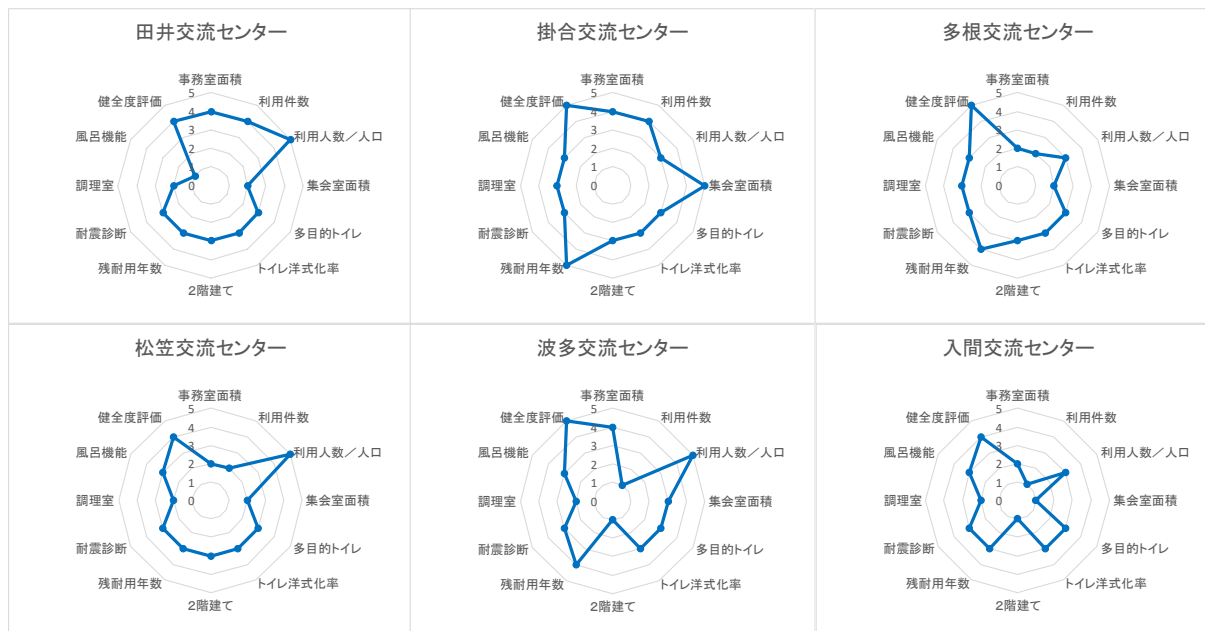
※指標番号は、前述判断基準の表内の各番号と一致するものである。

### 【施設別レーダーチャート】









各施設の合計点は次頁の表のとおりである。ただし、次の特に留意すべき事項については補正点数を加（減）算している。

①耐震診断が必要な施設であり、かつ2階建ての場合・・・－2点

（理由）2階建ては1階建てより耐震性が懸念されるため

**対象施設：**幡屋、海潮、下熊谷、日登

②集会室が2階の場合・・・－1点

（理由）高齢化に伴い2階での会議は不便なため

**対象施設：**幡屋、三新塔、吉田、入間

※ その他2階建ての交流センターのうち、新市及び日登は集会室が1階にあること、三刀屋はエレベーター設置施設であることから、補正対象外とする。

③集会室が2階にあり、かつ和室の場合・・・－2点

（理由）高齢化に伴い椅子ではない和室での集会は不便なため

**対象施設：**なし

④駐車スペースが少ない（近隣にもない）・・・－1点

（理由）集いにくい

**対象施設：**なし

⑤人口が500人以下の場合・・・＋1点

（理由）集会室の面積規模は総会人数を想定しており、実態に合わせた補正が必要のため

**対象施設：**久野、塩田、新市、温泉、中野、民谷、多根、松笠、波多、入間

（次ページにつづく）

- ⑥著しく狭い（人口当たり交流C延床面積が0.10㎡/人以下）場合・・・－5点  
 （理由）施設の規模が人口に対し著しく小さく、活動が著しく制限されるため  
**対象施設：なし**
- ⑦土砂災害（特別）警戒区域の指定状況・・・レッドゾーン区域内－5点  
 （理由）区域内では建築物への土砂災害の危険性が高く、改築等においても構造規制や開発行為の制限があるため  
**対象施設：塩田、民谷**
- ⑧土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に近接し、かつ、躯体への影響が懸念される場合・・・－5点  
 （理由）レッドゾーン区域内で発生した土砂災害の直接的な影響が懸念されるなど、上記⑦と同等の状態であると判断されるため  
**対象施設：一宮**

【 合計点表 】

| 交流C | 合計点 | 交流C | 合計点 | 交流C | 合計点 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 民 谷 | 17  | 日 登 | 28  | 久 野 | 36  |
| 幡 屋 | 18  | 入 間 | 29  | 松 笠 | 36  |
| 海 潮 | 21  | 飯 石 | 30  | 多 根 | 37  |
| 一 宮 | 24  | 八日市 | 30  | 田 井 | 38  |
| 塩 田 | 24  | 鍋 山 | 30  | 大 東 | 38  |
| 下熊谷 | 25  | 斐 伊 | 31  | 波 多 | 38  |
| 佐 世 | 25  | 温 泉 | 31  | 春 殖 | 39  |
| 阿 用 | 26  | 新 市 | 32  | 三刀屋 | 41  |
| 吉 田 | 26  | 西日登 | 33  | 掛 合 | 44  |
| 三新塔 | 27  | 中 野 | 35  | 加 茂 | 46  |

※交流センター整備にあたっては、地域情勢や地元ニーズ、財源確保の状況により順位が前後する場合がある。

## 8. 施設別整備方針

前述の必要機能と基本的整備方針に則り、個別の施設についての整備方針を次のとおりとする。

ただし、今後、廃校・園などにより遊休化した公共施設を、地域自主組織の活動拠点として整備したほうが該当組織の機能強化が図られると判断された場合には、本計画の基本方針を前提とした上で、別途整備内容・時期等について検討する。

なお、実際の整備にあたっては、雲南市と当該地域の地域自主組織との協議、合意を前提とし、財政状況等を踏まえながら、雲南市実施計画等に基づき、順次、計画的に整備していくものとする。

| NO | 交流C | 整備方針                                                                                                                                                                | 指定避難所<br>災害適用性の判定 |    |      |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|------|
|    |     |                                                                                                                                                                     | 地震                | 水害 | 土砂災害 |
| 1  | 大 東 | 建築後 20 年未満であり、施設の安全性は確保されている。避難所機能強化のため、令和 5 年度に施設改修により調理室を整備。今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                            | ○                 | ○  | ○    |
| 2  | 春 殖 | <u>平成 30 年度に改築した。</u> 今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                                                                    | ○                 | ×  | ○    |
| 3  | 幡 屋 | 建築後 57 年が経過しており、施設の安全性を確保する必要がある。また、集会室が 2 階にあり、交流機能が低いなど、交流センターとしての機能は十分でない。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を行っている。                                                    | △                 | △  | ○    |
| 4  | 佐 世 | 建築後 45 年以上が経過し、耐用年数を迎え、施設の安全性を確保する必要がある。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。                                                                                          | △                 | ○  | ○    |
| 5  | 阿 用 | 建築後 50 年以上が経過し、耐用年数を迎え、施設の安全性を確保する必要がある。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。                                                                                          | △                 | △  | ○    |
| 6  | 久 野 | <u>令和元年度に旧久野幼稚園を改修、移転した。</u> 建築後 30 年以上が経過するが、施設改修により交流センターとしての機能は確保されている。今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                | ○                 | ×  | △    |
| 7  | 海 潮 | 建築後 45 年が経過しており、安全性が高いとはいえず、耐震診断も必要である。また、設備の老朽化も著しいため、 <u>建て替え</u> を検討する。                                                                                          | △                 | ○  | △    |
| 8  | 塩 田 | 建築後 40 年以上が経過し、耐用年数を迎えたが、新耐震基準の建物であり、活動拠点機能も確保されている。しかし、土砂災害特別警戒区域内に所在しているため、 <u>土砂災害防止対策を講じるか、もしくは移転及び建て替え</u> を検討する。                                              | ○                 | ○  | ×    |
| 9  | 加 茂 | <u>令和 3 年度に加茂総合センター隣接地に移転・新築した。</u> 今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                                                      | ○                 | △  | ○    |
| 10 | 八日市 | 建築後 25 年が経過したが、施設の安全性は確保されている。また、集会室、駐車場が狭いなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とするが、木造であり、耐用年数が短いため、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。 | ○                 | ×  | △    |

| NO | 交流C | 整備方針                                                                                                                                                                                                     | 指定避難所<br>災害適用性の判定 |    |      |
|----|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|------|
|    |     |                                                                                                                                                                                                          | 地震                | 水害 | 土砂災害 |
| 11 | 三新塔 | 建築後 25 年が経過したが、施設の安全性は確保されている。ただし、集会室が 2 階にあり、また、事務室も狭いなど、交流センターとしての機能は十分でない。よって、 <u>長寿命化</u> の対策に併せ、 <u>交流センター機能強化のための改修</u> を検討する。                                                                     | ○                 | △  | △    |
| 12 | 新 市 | 平成 29 年度から木次健康福祉センターの 2 階に移転し、集会室や調理室などが木次総合センターとの共用となつてはいるが、交流センターとして一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、木次総合センターとの共用部分(1 階)も一体的に捉えて活用していくとともに、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                    | ○                 | △  | △    |
| 13 | 下熊谷 | 就業改善センター部分(正面左)については、建築後 40 年以上が経過しており、浸水想定区域内に所在することから安全性が確保されているとは言い難い。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。また、併設する福祉サブセンター(正面右)も一体的に捉え、低くなっている活動拠点機能、防災拠点機能などの交流センター機能強化のための改修を、就業改善センター部分の建て替えに併せて検討する。 | △                 | △  | ○    |
| 14 | 斐 伊 | 高齢者活動促進施設を除く部分(正面右)については、建築後 45 年以上が経過し、耐用年数を迎えており、安全性が確保されているとは言い難い。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。また、高齢者活動促進施設部分(正面左)も一体的に捉え、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                | △                 | ×  | ○    |
| 15 | 日 登 | 建築後 40 年以上が経過しており、安全性が確保されているとは言い難い。耐震診断を必要とすることから、 <u>建て替え</u> を検討する。                                                                                                                                   | △                 | ○  | △    |
| 16 | 西日登 | 高齢者活動促進施設及びそれを除く部分のいずれも建築後約 25 年以内で、施設の安全性は確保されている。また、調理室が狭いなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                       | ○                 | ×  | ○    |
| 17 | 温 泉 | 建築後 35 年以上が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。また、風呂機能が無いなど一部改善の余地はあるが、その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                           | ○                 | ○  | △    |
| 18 | 三刀屋 | 建築後約 15 年で、施設の安全性は確保されている。集会室は 2 階だが、エレベーターが設置されており、交流センターとしての一定の機能は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                                | ○                 | △  | ○    |
| 19 | 一 宮 | 建築後 45 年以上が経過し、耐用年数を迎え、安全性が確保されているとは言い難い。また、事務室が狭く、活動拠点機能が低く、交流センターとしての機能は十分でない。また、土砂災害特別警戒区域に近接し、かつ擁壁などもなく防災拠点機能に改善の余地があり、耐震診断も必要とすることから、 <u>移転及び建て替え</u> を検討する。                                        | △                 | ○  | △    |
| 20 | 飯 石 | 建築後 25 年以上を経過するが、施設の安全性は確保されている。ただし、事務室が狭く、活動拠点機能が低いなど、交流センターとしての機能は十分でない。よって、 <u>長寿命化対策</u> に併せ、 <u>交流センター機能強化のための改修</u> を検討する。                                                                         | ○                 | ○  | ○    |
| 21 | 鍋 山 | 建築後 40 年以上が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。ただし、事務室が狭く、活動拠点機能が低いなど交流センターとしての機能は十分でない。よって、 <u>長寿命化</u> の対策に併せ、 <u>交流センター機能強化のための改修</u> を検討する。                                                           | ○                 | ×  | △    |
| 22 | 中 野 | 平成 28 年度に旧中野幼稚園を改修、移転した。建築後 40 年以上が経過しているが、施設改修により交流センターとしての機能は改善され、一定の機能は確保されている。よって <u>現状維持</u> とし、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                             | ○                 | ○  | △    |



| N0 | 交流C | 整備方針                                                                                                                                                                    | 指定避難所<br>災害適用性の判定 |    |      |
|----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|------|
|    |     |                                                                                                                                                                         | 地震                | 水害 | 土砂災害 |
| 23 | 吉田  | 建築後 40 年以上が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。ただし、集会室が2階にあり、交流機能が低いなど交流センターとしての機能は十分でない。よって、立地的に集いやすく、また、交流センターとしての機能が発揮できるよう、 <u>近隣公共施設等の活用も含めた整備を検討する。</u>            | ○                 | △  | △    |
| 24 | 民谷  | 建築後約 70 年以上経過しており、耐震性もなく、施設の安全性が確保できていない。旧分校としての木造施設に対する内外の愛着度、評価は非常に高いが、土砂災害特別警戒区域内に所在し、浸水の危険性もあるため、 <u>近隣の安全な場所への移転及び建て替えを検討する。</u>                                   | —                 | —  | —    |
| 25 | 田井  | 建築後約 25 年以上経過するが、一定の安全性は確保されている。また、風呂機能がないなど一部改善の余地はあるが、 <u>その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。</u> よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。               | ○                 | ×  | ○    |
| 26 | 掛合  | <u>平成 29 年度に移転、新築した。</u> 今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                                                                     | ○                 | ×  | ○    |
| 27 | 多根  | <u>平成 24 年度に改築した。</u> 今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                                                                        | ○                 | ×  | △    |
| 28 | 松笠  | <u>平成 25 年度に改築した。</u> 今後、計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                                                                                                        | ○                 | ×  | ○    |
| 29 | 波多  | <u>令和 5 年度に機能強化のための施設改修を実施した。</u> 建築後約 30 年が経過しているが、耐用年数まで期間があり、一定の安全性は確保されている。よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。                            | ○                 | ○  | △    |
| 30 | 入間  | <u>平成 22 年度に旧入間小学校を改修、移転した。</u> 施設の安全性は確保されており、集会室が2階にあるなど一部改善の余地はあるが、 <u>その他交流センターとしての一定の機能は確保されている。</u> よって、 <u>現状維持</u> とし、今後計画的にメンテナンスを行うことにより、 <u>長寿命化</u> を図っていく。 | ○                 | ×  | △    |

※長寿命化とは、外壁改修、屋上防水改修、給排水管更新等、各施設の状況に応じて劣化防止、耐久性の向上を目的とした改善のことをいう。

※指定避難所の災害適用性の判定については次の状態を指す。

- ・「○」：適用性あり      「△」：開設時安全性要確認      「×」：適用性なし
- ・新市については木次総合センターの状況を記載。

※指定避難所とは、被害を受けた市民や被害を受けるおそれのある市民が避難する場所で、安全性が確保され、かつ避難者を一時収容・保護し、一定期間生活することを想定して雲南市地域防災計画で指定した施設をいう。

※水害については、概ね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨の想定としており、「△」「×」については、状況に応じて避難所開設については市が判断する。

(参考)

## 策 定 経 過 年 表

| 経過    | 時期      | 改定内容                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 策定    | 平成25年2月 | ・施設別整備方針を掲載                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第1回改定 | 平成27年2月 | ・時点修正<br>① 竣工施設追加 …多根、松笠<br>② 民谷を新規追加<br>③ 中野の旧幼稚園への移転を反映                                                                                                                                                                                                   |
| 第2回改定 | 平成31年2月 | ・交流センターに必要な機能に付加機能として、「地域特性を活かすことができること(地域特性機能)」を追加<br>・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等の調査結果を反映<br>・時点修正<br>① 中野のH28年度移転を反映<br>② 新市のH29年度移転を反映<br>③ 掛合のH30年度移転新築を反映<br>④ 春殖のH30年度改築施工(予定)を反映<br>⑤ その他施設の時点及び状況の変化に伴う変更を反映                                              |
| 第3回改定 | 令和6年3月  | ・基本的整備方針に、「備品類に木質製品の導入促進」及び「交流センターの脱炭素化の推進」を追加<br>・判断基準の指標に「トイレの洋式化率」、補正点数に「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に近接し、かつ、躯体への影響が懸念される場合」を追加<br>・時点修正<br>① 春殖のH30年度改築を反映<br>② 久野のR1年度移転を反映<br>③ 加茂のR3年度移転新築を反映<br>④ 波多のR5年度改修を反映<br>⑤ 大東のR5年度改修を反映<br>⑥ その他施設の時点及び状況の変化に伴う変更を反映 |

| 経過    | 時期     | 改定内容                                                                                                                                                                            |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4回改定 | 令和8年3月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県管理河川の洪水浸水想定区域指定（令和7年3月28日指定）に伴い、市が指定する水害の災害適用性判断の見直しを反映</li> <li>・個別施設計画としての改正</li> <li>・時点修正</li> </ul> <p>施設の時点及び状況の変化に伴う変更を反映</p> |